

兵庫県播磨町基本計画（第2期）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和6年4月1日現在における兵庫県加古郡播磨町の行政区域とし、概ねの面積は913haである。

本区域には下表のとおり環境保全上重要な地域を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

（環境保全上重要な地域）

地域名	有無
自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域	—
〃	自然環境保全地域
〃	都道府県自然環境保全地域
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する生息地等保護区	—
自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する国立公園区域	—
〃	国定公園区域
〃	都道府県立自然公園
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区	—
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落	○
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	—
自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生事業の実施地域	—
シギ・チドリ類湿地渡来湿地	—
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等	○

（促進区域図）



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

播磨町は、兵庫県南部の中央に位置し、神戸市中心部から西側に直線距離で約 30 km の臨海部にあり、東は明石市、西と北は加古川市に接し、南は瀬戸内海に面している。面積は 9.13 km² と兵庫県内で最も小さいが、その内 3 割にあたる海を埋め立てた人工島には、115 事業所が立地しており、そのうち製造業が約 5 割を占めている。また、町内には重要港湾である東播磨港に整備された東播磨港新島公共埠頭があり、東播磨内陸部への海の玄関口として大きな役割を果たしている。

地形は、山林や丘陵地はなく全体的に平坦で、町域の大部分は標高 10m 未満である。町のほぼ中央部に喜瀬川が、西側を水田川がそれぞれ南北に流れているほか、雨の少ない気候もあって、随所にため池が設けられており、町内には多くの野鳥が多く生息している。近年、宅地開発に伴い、田園風景は減ってきているが、残された自然を活用し、やすらぎとおいしいのあるまちづくりを進めるため、ため池や町内の緑地をつなぐ緑道「であいの道」、「喜瀬川ふるさとの川」の整備を進めてきた。

播磨町の土地利用状況をみると臨海部を東西に通る県道明石高砂線以南と以北で大きく土地利用が異なり、南側は主に工業系の土地利用で、北側では全体的に住居系が多くなっている。国道 250 号（明姫幹線）や県道本荘平岡線沿道では商業系の土地利用の割合が高くなっている。

播磨町全域が東播都市計画区域に指定されており、そのうち市街化区域は、8.54 km²（92.4%）、市街化調整区域は 0.70 km²（7.6%）である。市街化区域の用途別地域の面積割合は、工業専用地域の割合が 33.6% と最も多く、次いで第一種中高層住居専用地域 17.0%、第一種低層住居専用地域 16.6% の順となっている。また、各種住居専用地域及び住居地域は市街化区域の 58.0%、準工業、工業及び工業専用の工業系地域は 40.5% であり、工業系地域の割合が、他市町と比べ高くなっている。

【インフラの整備状況】

播磨町の道路網は、東西に国道 250 号（明姫幹線）が町の中央に、臨海部には県道明石高砂線が通っており、北側は国道 2 号に接し、加古川バイパスと隣接している。

高速道路は、第二神明道路が隣接しており、神戸まで約 1 時間、大阪まで約 1 時間 20 分の距離に位置する。鉄道網は、西日本旅客鉄道山陽新幹線、西日本旅客鉄道山陽本線、山陽電気鉄道が東西方向に通っており、神戸へ約 40 分、大阪へは約 1 時間 10 分程度とアクセスの利便性は高い。

【産業構造】

播磨町の産業を町内総生産（令和 2 年兵庫県「市区町別主要統計指標」）から見ると、第 1 次産業が 0.1%、第 2 次産業が 70.8%、第 3 次産業が 28.3% となっている。業種別では、製造業が 66.0% と突出し、不動産業が 8.5%、建設業が 4.8% と続く。

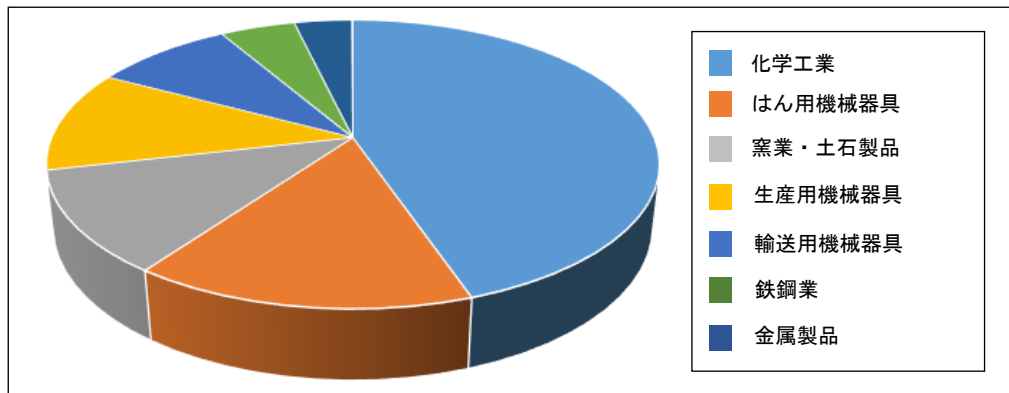
町内事業所数は、967 事業所（令和 3 年経済センサスー活動調査）である。産業大分類別には、「卸売業・小売業（17.5%）」、「宿泊業・飲食サービス業（11.5%）」、「製造業（11.1%）」の順に多い。一方、町内の従業員数 11,531 人に対しては、「製造業（36.8%）」、「卸売業・小売業（12.3%）」、「医療・福祉（10.8%）」となっている。

農業、漁業、商業が縮小傾向にある中、沿岸部や町域の約 3 割を占める人工島が東播磨臨海工業地帯の一端を担っており、製造業が本町の基幹産業となっている。

令和 3 年経済センサスー活動調査（製造業）では、本町の製造品出荷額は、24,724 百万円となっている。このうち、化学工業が 43.5%、はん用機械器具が 14.8%、窯業・土

石製品及び生産用機械器具が 11.1%、輸送用機械器具が 8.5%の割合を占めており、これらが本町の主要製品となっている。

〔本町における製造品出荷額等の内訳〕

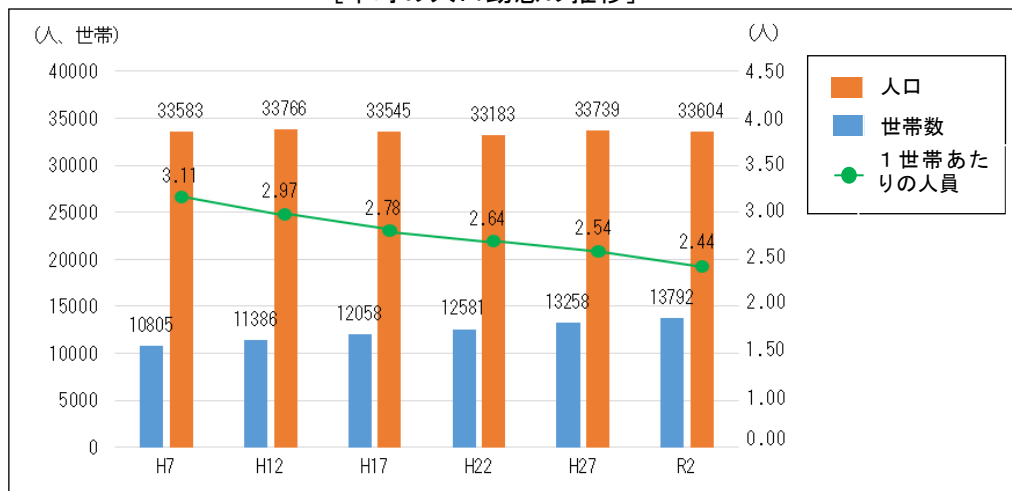


令和3年経済センサス活動調査（製造業）より作成

【人口分布の状況】

令和2年国勢調査によると、本町の人口は33,604人と平成7年以降横ばいで推移している。一方、世帯数は増加を続けているが、1世帯あたりの人員は2.42人と調査年ごとに世帯規模が縮小している。高齢化率（65歳以上の高齢者人口比率）は27.2%であり、兵庫県平均の29.3%を下回っている。

〔本町の人口動態の推移〕



国勢調査報告より作成

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

播磨町は、面積は9.13 km²と兵庫県内で最も小さいが、その内町域の約3割は企業活動に適した人工島であり、東播磨港に面する島内には公共ふ頭も整備されている。道路としては、東西に国道250号（明姫幹線）、臨海部には県道明石高砂線、北側は国道2号に接し、加古川バイパス、第二神明道路とも隣接している。また、鉄道網としては、西日本旅客鉄道山陽新幹線、西日本旅客鉄道山陽本線、山陽電気鉄道が東西方向に通っておりアクセスの利便性は高い。

こうした恵まれた立地条件等を活かし、化学工業、生産用機械器具製造業、はん用機械器具製造業、窯業・土石製品製造業等の成長ものづくり分野の企業が町内に多数集積

し、これら製造業が町全体の純付加価値額に占める割合は 62.1%（令和 3 年経済センサスー活動調査）にも上る。

これらの事業者による新たな研究開発や設備投資等を促すことにより、産業製品等の付加価値を高め、雇用創出や賃金上昇、ひいては地域経済の活性化を図る。

（２）経済的効果の目標

1 件あたり平均 5,284 万円の付加価値（兵庫県の 1 事業所あたりの平均付加価値額（令和 3 年経済センサスー活動調査）を創出する地域経済牽引事業を 3 件創出し、これらの地域経済牽引事業が地域内で 1.27 倍の波及効果を与え、促進地域で 2 億 132 万円の付加価値創出を目指す。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	0 円*	2 億 132 万円	皆増

（算定根拠）

$5,284 \text{ 万円} \times 3 \text{ 件} \times 1.27 \approx 2 \text{ 億 } 132 \text{ 万円}$

【任意記載の KPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規承認事業件数	0 件*	3 件	皆増

※播磨町では、これまで地域経済牽引事業計画の承認実績がない。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって活かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、5,284 万円（兵庫県の 1 事業所あたり平均付加価値額（令和 3 年経済センサスー活動調査）を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

本計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 1 % 以上増加すること
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 1 % 以上増加すること
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 1 % 以上増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

播磨町新島（字）、播磨町東新島（字）のうち、工業地域及び工業専用地域とする。

なお、本区域において、市街化調整区域、農用地区域、環境保全上重要な地域*及び遊休地は存在しない。

※播磨町新島（字）、播磨町東新島（字）内の環境保全上重要な地域の有無

地域名	有無
自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に規定する原生自然環境保全地域	—
〃 自然環境保全地域	—
〃 都道府県自然環境保全地域	—
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に規定する生息地等保護区	—
自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に規定する国立公園区域	—
〃 国定公園区域	—
〃 都道府県立自然公園	—
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に規定する鳥獣保護区	—
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落	—
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	—
自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号）に基づく自然再生事業の実施地域	—
シギ・チドリ類湿地渡来湿地	—
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等	—

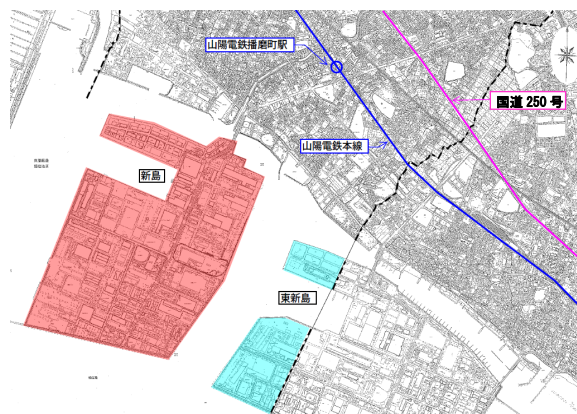
(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの合計面積は 300ha である。

本重点促進区域は、これまで播磨町経済を牽引してきた生産用機械器具製造業などを中心に、115 の事業所が立地している。播磨町都市計画マスタープランでは、産業ゾーンとして位置づけられ、まちの活力を生み出す工場地づくり等を目標とした地域づくりが進められている。

同区域は第二神明等高速道路をはじめ国道、県道等の主要道路に隣接し、交通アクセスに恵まれている。また、人工島には公共埠頭が整備されており、海上からのアクセスも容易である。このような、企業立地の好条件を活かし、重点促進区域に設定することとする。

さらに、地域未来投資促進法に基づく準則条例を運用し、重点促進区域内の緑地面積率及び環境施設面積率を緩和する。



(2) 区域設定の理由

①新島 (229ha)

本区域は、播磨町の都市計画マスタープランにおいて産業ゾーンと位置付けており、既に生産用機械器具製造業や輸送用機械器具製造業等、103 事業所（令和3年センサスー活動調査）が集積・操業している。

また、国道250号（明姫幹線）、県道明石高砂線、国道2号及び加古川バイパスに加え、高速道路については第二神明道路が隣接しているほか、重要港湾である東播磨港には公共埠頭が整備されるなど、交通アクセスが非常に優れた立地環境である。

こうした企業集積や高いアクセス性を生かし、播磨町の産業活力を牽引する工業拠点として工業・流通等の機能を高めるためには、製造業などを中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進する必要があることから、重点促進区域に設定する。

②東新島 (49ha)

本区域は、播磨町の都市計画マスタープランにおいて産業ゾーンと位置付けており、既に生産用機械器具製造業や金属製品造業等、12 事業所（令和3年経済センサスー活動調査）が立地している。

また、国道250号（明姫幹線）、県道明石高砂線、国道2号及び加古川バイパスに加え、高速道路については第二神明道路が隣接しているほか、重要港湾である東播磨港には公共埠頭が整備されるなど、交通アクセスが非常に優れた立地環境である。

こうした企業集積や高いアクセス性を生かし、播磨町の産業活力を牽引する工業拠点として工業・流通等の機能を高めるためには、製造業などを中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進する必要があることから、重点促進区域に設定する。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

播磨町新島、播磨町東新島のうち、工業地域及び工業専用地域（地番は以下のとおり）

大字名	地番
新島	1-1、1-2、2、3、4、5、6-1、6-2、6-4、6-5、6-6、6-7、6-8、6-9、6-10、6-13、6-14、6-15、6-16、7-1、7-2、7-3、8、9、10、11、12-1、12-2、12-4、13-1、13-2、13-4、14、15、16、17-1、17-2、17-3、17-4、17-5、17-6、17-7、18、19、20-1、20-2、21-1、21-2、21-3、21-4、22、23、23-2、24-1、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34-1、34-2、35、36-1、36-2、36-3、37-2、37-3、37-4、38、39-2、41-1、41-2、41-3、43-1、43-2、43-3、44、45、46-1、46-2、47-1、47-2、47-3、47-4、47-5、47-6、47-7、47-10、47-11、47-12、47-13、47-14、47-15、47-16、47-17、47-18、47-19、47-20、47-21、47-22、48、49、50-1、50-2、50-3、50-4、50-5、50-6、50-7、51-1、51-2、51-3、52、53、54、55、56-1、56-2、56-3、56-4、56-5、56-6、56-7、56-8、56-9、56-10、56-11、56-12、56-13、56-14、56-15、57、58、59、60、61、62
東新島	1、2、3、4、5-1、5-2、6、7、8、9、10、11-1、11-2、12、13、14、15-1、15-2、15-4、15-5、15-6、15-7、15-8、15-11、15-12、16-1、17、18-1、19、20-1、21、22、23

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

播磨町の化学工業、窯業・土石製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業等の集積を活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

令和3年経済センサス活動調査によると、播磨町の全産業に占める製造業の付加価値額の割合は62.1%を占めており、播磨町の地域経済への影響力は大きい。

その中でも特に、化学工業(55.7%)、窯業・土石製品(12.8%)、はん用機械器具(11.5%)、生産用機械器具(9.4%)の比重が高く、これら製造業の付加価値額は県内でも上位に位置している。

こうした強みをさらに伸ばすべく、播磨町では、播磨町企業立地促進条例に基づき、町内へ進出する事業所に対し、固定資産税及び都市計画税相当額の一定割合を3年間奨励金として交付している。また、一定要件を満たす進出企業に対し、固定資産税の不均一課税やオフィス賃料に対する支援等を実施している。さらに、町内事業者に対して、先端設備等導入計画の作成と、同計画に基づく設備等の導入を促し、労働生産性の向上を支援している。

このように化学工業、窯業・土石製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業等の集積を活用し、播磨町の成長ものづくり産業の更なる発展に向け、地域経済牽引事業の創出を目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を活かし、成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備にあたっては、国や県の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①播磨町奨励品（播磨町商工会）

播磨町内の魅力的な商品を掘り起こし、推奨する食品には「播磨の食」、非食品は「播磨の技」と示すマークを製作している。推奨品に貼り付けて、町内外の催事等で販売し、「播磨町ブランド」をアピールしている。

②播磨町産業支援助成制度（播磨町）

播磨町企業立地促進条例に基づき、町内へ立地した事業所に対し、固定資産税及び都市計画税額の一定割合を3年間奨励金として交付している。また、進出企業が一定の条件に適合した場合、固定資産税の不均一課税についての優遇措置や、オフィス賃料についての優遇措置などを設けている。

③兵庫県優遇措置の活用による産業立地促進（兵庫県）

兵庫県産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）による法人事業税と不動産取得税の不均一課税、設備投資と雇用に係る補助金の支給等の優遇措置を積極的に周知し、誘致活動を展開する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

行政サービスの利便性向上と地域の活性化を図るため、行政や公的機関などが業務で蓄積した情報を播磨町HPでオープンデータ化していく取組を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

播磨町産業環境課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合については、播磨町企画課、播磨町商工会等と協議の上、対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

現状の支援制度に加えて、他自治体の先進事例を参考にしつつ、奨励金や課税免除、規制緩和等のさらなる優遇制度の検討を進め、企業立地や設備投資を促進する。

なお、制度設計にあたっては、既存の集積企業のニーズを把握し、新規参入企業の動向を注視しながら、効果の高いインセンティブとなるよう考慮する。

また、少子高齢化が進展し、地域経済を牽引する事業者の人材不足が深刻化しつつあることから、国や県の制度の活用を促すとともに、商工会等と連携しつつ、事業者の人材育成・確保支援に積極的に取り組む。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7～9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①播磨町奨励品	運用	運用	運用
②播磨町産業支援助成制度	運用	運用	運用
③兵庫県の優遇措置の活用による産業立地促進	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備】(公共データの民間公開等)			
公共データの公開	検討	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口で対応	随時対応	随時対応	随時対応
【その他の事業環境整備に関する事項】			
企業誘致活動の推進	運用	運用	運用
人材育成・確保支援施策	検討	実施	実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の推進にあたっては、兵庫県が設置する公益財団法人ひょうご産業活性化センターや、播磨町商工会、町内金融機関など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に発揮して支援の効果を最大限に高める必要がある。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人ひょうご産業活性化センター

中小企業支援の総合的プラットフォームとしての役割を果たすため、中小企業の創業・連携の支援、経営強化の支援、事業推進の支援などを行う。

創業・連携の支援として、「ひょうご農商工連携ファンド事業」による中小企業者と農林漁業者との新商品開発支援、助成金による起業家支援に加え、「下請企業の取引振興の

支援」のため受注機会の拡大に資する「取引商談会」の開催、「下請けかけこみ寺」等による「苦情紛争処理」を行っている。

経営強化の支援として、中小企業診断士等による「総合窓口相談」等の経営相談や経営専門家の派遣に加え、「よろず支援拠点」のサテライト相談所機能の拡充により、中小企業の多様な経営課題の解決を支援する。

また、新たな受注獲得や技術革新等企業の成長及び経営の安定化に不可欠な中小企業の設備投資の促進を図るため、「設備貸与事業」を行っている。

さらに、産業団地、工場適地等の情報提供による立地支援や海外販路開拓のための生産拠点設立など中小企業の海外ビジネス展開支援を行っている。

②播磨町商工会

会員企業のネットワーク等を活用し、当地域内外企業の設備投資計画等、企業情報の収集に努め、播磨町、兵庫県と連携して企業誘致を促進する。

③町内金融機関（但馬銀行、但陽信用金庫、日新信用金庫、姫路信用金庫、株式会社みなと銀行）

兵庫県が実施する中小企業融資制度の円滑な推進を図るほか、創業支援等事業計画に基づく、事業計画の作成支援や創業相談を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図る。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施する。

さらに環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たっては、多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮することとし、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

【安全な市民生活の確保】

兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成18年4月に「地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）」を施行したところである。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業の集積によって、特殊詐欺を始めとした犯罪及び事故を防止し、又は地域の安全と平穏を維持するため、住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

①防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯灯、防犯カメラ、街路灯等を設置する。また、道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置に

より見通しを確保する。

②事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

特に、特殊詐欺の被害が多発している情勢に鑑み、金融機関やコンビニエンスストアのほか、管理施設内に ATM が設置されている事業所及び電子マネーを販売する事業所については、確実に防犯責任者を設置した上で、当該事業所における ATM 利用者や電子マネー購入者に対する声掛けを促進し、特殊詐欺被害の未然防止を図る。

③防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

④警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

⑤地域住民等との連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯等を整装備した自主防犯活動用自動車（いわゆる「青色防犯パトロールカー」）による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

⑥不法就労等の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとり、来日外国人が特殊詐欺等の実行犯のほか、口座売買等により犯罪に加担することがないように、必要な教育を実施する。

⑦特殊詐欺被害の未然防止

様々な事業活動を通じて、特殊詐欺の主な被害者層である高齢者やその家族等に対して、防犯情報を提供し、地域における被害防止への気運を醸成する。

また、コンビニエンスストアにおいて電子マネーを購入しようとする高齢者や、携帯電話で通話しながら ATM を操作している高齢者に対しては、地域ぐるみで声掛けを行うことで被害の未然防止がなされるように、特殊詐欺の手口や防犯対策に関する情報について、地域で共有を図る。

地域経済牽引事業にかかる施設整備の検討にあたっては、管轄警察署と協議を行い、街灯の設置などの防犯対策を図るとともに、歩行者の安全な通行のための歩道設置、信号機設置、駐車禁止対策等の安全対策を図る。

なお、地域経済牽引事業にかかる施設整備にあたっては、歩行者の安全確保のための出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図る。

今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、管轄警察署等と連携しながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

【地域犯罪抑止力の向上】

播磨町では、地域の犯罪抑止力を高めていくため、子供の登下校時を見守る地域のボランティアや住民主体の地域での防犯活動組織と警察署・学校等関係機関と連携を深め、犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けて広報誌や防災行政無線等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進や自治会単位での住民のつながりを基盤にした防犯活動の推進を図っていく。

(3) その他

- ・PDCA 体制の整備

播磨町産業環境課において、年に1回、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証と当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

なし

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「兵庫県播磨町基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。